

第14期第2回日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会

1 開催日 令和8年2月24日(水) 13:30～

2 表決委員 委員定数15名中12名出席で委員会成立

3 議事事項

○議案第1号

副会長の選出について

〔審議結果〕

花田委員(檜山海区)の逝去により欠員となっていたが、推薦により松崎委員(檜山海区)が選出。

○議案第2号

令和8年度日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会指示等について

(1) 委員会指示第1号

(2) 委員会指示第2号

(3) 委員会指示事務取扱要領

(4) 委員会指示事務取扱方針

〔審議結果〕

委員会指示及び取扱要領は年度の更新及び会長名の変更のみ。取扱方針も今期は3年ごとの見直し年ではないことから年度の更新及び会長名の変更のみ。採決の結果、異議なく決定。

○議案第3号

武蔵堆海域における操業要望について

〔審議結果〕

留萌管内から2名の新規操業要望があり、異議なく決定

4 報告事項

(1) 令和7年度日本海まぐろ漁業の漁獲結果について

年度	承認隻数	着業隻数	漁獲尾数	漁獲重量	漁獲金額
R7	416隻	287隻	5,079尾	203トン	3億2,743万円
R6	399隻	277隻	3,445尾	147トン	2億4,767万円
対前年比	104%	104%	147%	138%	132%

(2) 令和8年度各海域における操業協定について

①武蔵堆海域 ②留萌海域 ③石狩後志海域 ④渡島・檜山海域

〔昨年度からの変更点〕

年度、年月日の更新、代表者変更のみ

- (3) 日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会個人情報保護事務取扱要綱の一部改正について
- (4) 日本海まぐろ漁業連合海区漁業調整委員会公文書開示事務取扱要綱の一部改正について

〔昨年度からの変更点〕

いずれも軽微な変更

- (5) くろまぐろ漁業に係る知事許可化の検討状況について
水産林務部漁業管理課から現状を説明、質問等なし。

第16期第2回北部日本海連合海区漁業調整委員会

- 1 開催日 令和8年2月24日（火） 14：30～
- 2 表決委員 委員定数12名中8名出席で委員会成立

- 3 協議事項

- (1) 令和8年度いか釣り漁業と沿岸漁業との操業協定（案）について

〔審議結果〕

事前に改正要望を取りまとめた結果、（一社）全国いか釣り漁業協会より「仮泊時のパラシュート型アンカーの使用を一定の条件の下認めてほしい」との要望があり、委員会で協議の結果、引き続き認めないこととなった。

よって、昨年度からの変更は年月日の更新のみとなり、異議なく決定。

- 4 報告事項

- (1) 令和7年スルメイカの漁獲状況について

年	漁獲数量	漁獲金額
R7（速報）	195トン	1億4,427万円
R6	275トン	2億7,681万円
対前年比	70.9%	52.1%

- (2) 令和7年度いか釣り漁業によると思われる漁具被害状況について

年度	被害件数	被害金額
R7	0件	0千円
R6	0件	0千円

- (3) 北部日本海連合海区漁業調整委員会個人情報保護事務取扱要綱の一部改正について
 - (4) 北部日本海連合海区漁業調整委員会公文書開示事務取扱要綱の一部改正について

〔昨年度からの変更点〕

いずれも軽微な変更

第13期第2回道北連合海区漁業調整委員会

1 開催日 令和8年2月24日（火）15：30～

2 表決委員 委員定数9名中6名出席で委員会成立

3 議事事項

○議案第1号

令和8年度道北連合海区漁業調整委員会指示及び承認等事務取扱要領について

〔審議結果〕

昨年度からの変更点は年月日と会長名のみで、異議なく決定。

4 報告事項

(1) 漁獲成績

年度	漁獲数量	漁獲金額
R 6	718トン	1億3,554万円
R 5	797トン	1億2,162万円
対前年比	90.1%	111.4%

(2) 承認隻数

年度	承認隻数
R 7	185隻
R 6	257隻

漁管第 2311 号
令和 8 年(2026 年) 2 月 16 日

各海区漁業調整委員会会長 様

北海道水産林務部長

特定水産資源に関する令和 7 管理年度における知事管理漁獲可能量の
変更について

このことについて、くろまぐろに関する令和 7 管理年度における知事管理漁獲可能量
を変更し、別添のとおり公表しましたので、その旨報告いたします。

連絡先：水産局漁業管理課
管理調整第一係
電 話：6-210-28-381



○令和7管理年度知事管理漁獲可能量について

令和7年3月27日公表
 令和7年6月3日一部変更
 令和7年11月7日一部変更
 令和7年12月3日一部変更
 令和8年1月14日一部変更
 令和8年2月16日一部変更

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定に基づき、令和7年3月27日公表のくろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和7管理年度における同条第1に掲げる数量の一部を次のように変更したので同条第5項において準用する同条第4項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和8年2月16日

北海道知事 鈴木 直道

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前												
<p>第一 くろまぐろ（小型魚）</p> <p>一 知事管理漁獲可能量</p> <p>1. 法第15条第1項第2号に基づき国が定めた北海道漁獲可能量 <u>150.7</u>トン</p> <p>2. 法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">知事管理区分</th> <th style="text-align: center;">知事管理漁獲可能量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道漁獲可能量</td> <td style="text-align: center;"><u>150.7</u>トン</td> </tr> <tr> <td>北海道くろまぐろ（小型魚）漁業</td> <td style="text-align: center;"><u>150.7</u>トン</td> </tr> </tbody> </table>	知事管理区分	知事管理漁獲可能量	北海道漁獲可能量	<u>150.7</u> トン	北海道くろまぐろ（小型魚）漁業	<u>150.7</u> トン	<p>第一 くろまぐろ（小型魚）</p> <p>一 知事管理漁獲可能量</p> <p>1. 法第15条第1項第2号に基づき国が定めた北海道漁獲可能量 <u>167.7</u>トン</p> <p>2. 法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">知事管理区分</th> <th style="text-align: center;">知事管理漁獲可能量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道漁獲可能量</td> <td style="text-align: center;"><u>167.7</u>トン</td> </tr> <tr> <td>北海道くろまぐろ（小型魚）漁業</td> <td style="text-align: center;"><u>167.7</u>トン</td> </tr> </tbody> </table>	知事管理区分	知事管理漁獲可能量	北海道漁獲可能量	<u>167.7</u> トン	北海道くろまぐろ（小型魚）漁業	<u>167.7</u> トン
知事管理区分	知事管理漁獲可能量												
北海道漁獲可能量	<u>150.7</u> トン												
北海道くろまぐろ（小型魚）漁業	<u>150.7</u> トン												
知事管理区分	知事管理漁獲可能量												
北海道漁獲可能量	<u>167.7</u> トン												
北海道くろまぐろ（小型魚）漁業	<u>167.7</u> トン												
<p>第二 くろまぐろ（大型魚）</p> <p>一 知事管理漁獲可能量</p> <p>1. 法第15条第1項第2号に基づき国が定めた北海道漁獲可能量 <u>579.6</u>トン</p> <p>2. 法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">知事管理区分</th> <th style="text-align: center;">知事管理漁獲可能量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道漁獲可能量</td> <td style="text-align: center;"><u>579.6</u>トン</td> </tr> <tr> <td>北海道くろまぐろ（大型魚）漁業</td> <td style="text-align: center;"><u>579.6</u>トン</td> </tr> </tbody> </table>	知事管理区分	知事管理漁獲可能量	北海道漁獲可能量	<u>579.6</u> トン	北海道くろまぐろ（大型魚）漁業	<u>579.6</u> トン	<p>第二 くろまぐろ（大型魚）</p> <p>一 知事管理漁獲可能量</p> <p>1. 法第15条第1項第2号に基づき国が定めた北海道漁獲可能量 <u>564.6</u>トン</p> <p>2. 法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">知事管理区分</th> <th style="text-align: center;">知事管理漁獲可能量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道漁獲可能量</td> <td style="text-align: center;"><u>564.6</u>トン</td> </tr> <tr> <td>北海道くろまぐろ（大型魚）漁業</td> <td style="text-align: center;"><u>564.6</u>トン</td> </tr> </tbody> </table>	知事管理区分	知事管理漁獲可能量	北海道漁獲可能量	<u>564.6</u> トン	北海道くろまぐろ（大型魚）漁業	<u>564.6</u> トン
知事管理区分	知事管理漁獲可能量												
北海道漁獲可能量	<u>579.6</u> トン												
北海道くろまぐろ（大型魚）漁業	<u>579.6</u> トン												
知事管理区分	知事管理漁獲可能量												
北海道漁獲可能量	<u>564.6</u> トン												
北海道くろまぐろ（大型魚）漁業	<u>564.6</u> トン												
第三～第七（略）	第三～第七（略）												

漁管第2368号
令和8年(2026年)2月27日

各海区漁業調整委員会会長 様

北海道水産林務部長

特定水産資源に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について

このことについて、くろまぐろに関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量を変更し、別添のとおり公表しましたので、その旨報告いたします。

連絡先：水産局漁業管理課
管理調整第一係
電話：6-210-28-381



○令和7管理年度知事管理漁獲可能量について

令和7年3月27日公表
 令和7年6月3日一部変更
 令和7年11月7日一部変更
 令和7年12月3日一部変更
 令和8年1月14日一部変更
 令和8年2月16日一部変更
 令和8年2月27日一部変更

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第5項の規定に基づき、令和7年3月27日公表のくろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和7管理年度における同条第1に掲げる数量の一部を次のように変更したので同条第5項において準用する同条第4項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和8年2月27日

北海道知事 鈴木 直道

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前												
<p>第一 くろまぐろ（小型魚）</p> <p>一 知事管理漁獲可能量</p> <p>1. 法第15条第1項第2号に基づき国が定めた北海道漁獲可能量 <u>146.7</u>トン</p> <p>2. 法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">知事管理区分</th> <th style="text-align: center;">知事管理漁獲可能量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道漁獲可能量</td> <td style="text-align: center;"><u>146.7</u>トン</td> </tr> <tr> <td>北海道くろまぐろ（小型魚）漁業</td> <td style="text-align: center;"><u>146.7</u>トン</td> </tr> </tbody> </table>	知事管理区分	知事管理漁獲可能量	北海道漁獲可能量	<u>146.7</u> トン	北海道くろまぐろ（小型魚）漁業	<u>146.7</u> トン	<p>第一 くろまぐろ（小型魚）</p> <p>一 知事管理漁獲可能量</p> <p>1. 法第15条第1項第2号に基づき国が定めた北海道漁獲可能量 <u>150.7</u>トン</p> <p>2. 法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">知事管理区分</th> <th style="text-align: center;">知事管理漁獲可能量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道漁獲可能量</td> <td style="text-align: center;"><u>150.7</u>トン</td> </tr> <tr> <td>北海道くろまぐろ（小型魚）漁業</td> <td style="text-align: center;"><u>150.7</u>トン</td> </tr> </tbody> </table>	知事管理区分	知事管理漁獲可能量	北海道漁獲可能量	<u>150.7</u> トン	北海道くろまぐろ（小型魚）漁業	<u>150.7</u> トン
知事管理区分	知事管理漁獲可能量												
北海道漁獲可能量	<u>146.7</u> トン												
北海道くろまぐろ（小型魚）漁業	<u>146.7</u> トン												
知事管理区分	知事管理漁獲可能量												
北海道漁獲可能量	<u>150.7</u> トン												
北海道くろまぐろ（小型魚）漁業	<u>150.7</u> トン												
<p>第二 くろまぐろ（大型魚）</p> <p>一 知事管理漁獲可能量</p> <p>1. 法第15条第1項第2号に基づき国が定めた北海道漁獲可能量 <u>583.6</u>トン</p> <p>2. 法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">知事管理区分</th> <th style="text-align: center;">知事管理漁獲可能量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道漁獲可能量</td> <td style="text-align: center;"><u>583.6</u>トン</td> </tr> <tr> <td>北海道くろまぐろ（大型魚）漁業</td> <td style="text-align: center;"><u>583.6</u>トン</td> </tr> </tbody> </table>	知事管理区分	知事管理漁獲可能量	北海道漁獲可能量	<u>583.6</u> トン	北海道くろまぐろ（大型魚）漁業	<u>583.6</u> トン	<p>第二 くろまぐろ（大型魚）</p> <p>一 知事管理漁獲可能量</p> <p>1. 法第15条第1項第2号に基づき国が定めた北海道漁獲可能量 <u>579.6</u>トン</p> <p>2. 法第16条第1項の知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">知事管理区分</th> <th style="text-align: center;">知事管理漁獲可能量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道漁獲可能量</td> <td style="text-align: center;"><u>579.6</u>トン</td> </tr> <tr> <td>北海道くろまぐろ（大型魚）漁業</td> <td style="text-align: center;"><u>579.6</u>トン</td> </tr> </tbody> </table>	知事管理区分	知事管理漁獲可能量	北海道漁獲可能量	<u>579.6</u> トン	北海道くろまぐろ（大型魚）漁業	<u>579.6</u> トン
知事管理区分	知事管理漁獲可能量												
北海道漁獲可能量	<u>583.6</u> トン												
北海道くろまぐろ（大型魚）漁業	<u>583.6</u> トン												
知事管理区分	知事管理漁獲可能量												
北海道漁獲可能量	<u>579.6</u> トン												
北海道くろまぐろ（大型魚）漁業	<u>579.6</u> トン												
第三～第七（略）	第三～第七（略）												